

(2)消費設備

①体積販売

表1-4

調査項目		供給開始時	又は 容器交換時 月1回	定期消費設備調査				参照ページ
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2		
						10年に1回	5年に1回※2	
1	地下室等に係る配管の漏えい試験	○		○		○		P23
2	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
3	地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○		○				P35
4	配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥	○			○		○	P27・35
5	配管の腐しよく防止措置	○			○	○		P28
6	配管の漏えい試験	○			○	○		P28
7	燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31
8	気化装置の手動復帰式自動ガス遮断装置	○			○		○	P61
9	末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○			○		○	P35
10	予備ガス栓の取扱い	○			○		○	P36
11	燃焼器の適合性	○			○		○	P38
12	警報器	○			○		○	P59
13	開放式湯沸器の給排気	○			○		○	P41
14	半密閉式燃焼器の給排気	○			○		○	P44
15	密閉式燃焼器の給排気	○			○		○	P49
■	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○			○			P14

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3)「㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

②質量販売

イ. 内容積20L以下の容器、内容積20L超25L以下(カップリング付容器用弁を有する)で硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費

表1-5

調査項目		最初の引渡し時	LPガスの引渡し時	定期消費設備調査				参照ページ
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2		
						10年に1回※2	15年に1回※2	
1	腐しよく防止措置	○			○	—	—	P65
2	温度上昇防止措置	○			○	—	—	P65
3	転落、転倒防止措置（5L以下の容器は除く。）	○			○	—	—	P65
4	バルブ等の損傷防止措置（5L以下の容器は除く。）	○			○	—	—	P65
5	調整器の欠陥及びLPガスに適合	○			○	—	—	P65
6	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	—	—	P65
7	燃焼器の適合性	○			○	—	—	P65
■	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○			○	—	—	P14

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3)「㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

ロ. イ. 以外による消費(移動消費は除く。)

内容積20L超の場合は、体積販売に係る点検・調査項目と同等です。



4. 点検・調査を行える者

点検・調査を行える者は下表のとおりである。

なお、バルク供給に係る保安業務実施者については、P69「2.点検の実施者」を参照してください。

表1-6

資格者	容器交換時等 供給設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査
液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者	○	○	○
製造保安責任者免状の交付を受けた者	○	○	○
販売主任者免状の交付を受けた者	○	○	○
業務主任者の代理者の資格を有する者	○	○	○
充てん作業者	○ ※1	○ ※1	
協会が行う講習修了者（いわゆる保安業務員） ※3	○	○	○
協会が行う講習修了者（いわゆる調査員） ※3	○		○ ※2

※1 平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習を修了した者

※2 質量販売に係る容器・調整器まわりの事項のみ（規則第18条第1号及び第20号イの事項）

※3 6ヶ月以上の実務経験が必要

5. 点検・調査に必要な機器類

●保安業務用機器

自記圧力計又はマノメータ
漏えい検知液
ボーリングバー
ガス検知器
一酸化炭素測定器
緊急工具類



機械式自記圧力計



電気式ダイヤフラム式
自記圧力計



漏えい検知液

●その他

二連球ポンプ
ガス栓付き三方継ぎ手
ゴム管
ゴムキャップ
ホースバンド
埋設管腐食測定器
液化石油ガス設備点検調査票
ご不在連絡票
身分証明書（資格免状、修了証）
など



ボーリングバー



ガス検知器



一酸化炭素測定器

図1-1 点検に必要な機器類

※機器類の維持管理は、参考資料の「1. 保安点検器具の維持管理例」（P.86）を参照してください。

5

第5章 質量販売と保安業務

質量販売の場合でも体積販売と同様に、消費設備の調査を含む保安業務（調査、周知、緊急時対応、緊急時連絡）の実施が課せられている。

質量販売における消費設備の調査頻度及び項目などは、容器の内容積及び消費形態で異なるため、的確に実施するためには質量販売はいかにあるべきかを理解することが必要である。

1. 質量販売のポイント

(1) 質量販売が可能な場合とは（規則第16条第13号）

質量販売は以下の場合が可能である。

- ①屋外において移動して消費する場合 例 屋台（車両による場合含む。）、イベント、お祭り等

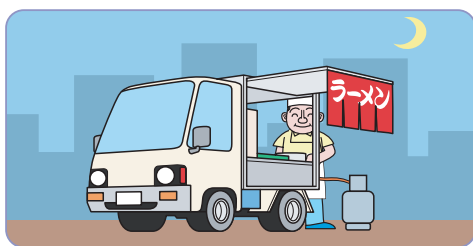


図5-1 屋台（車両による）の例

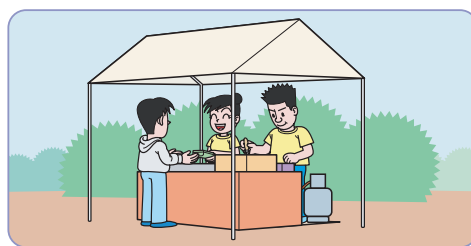


図5-2 お祭りの例

②内容積20L以下の容器により消費する場合

イ. 内容積8L以下の容器（2kg容器等）を移動して消費

例 料理飲食店、宴会場等

ロ. 20L以下の容器（8kg容器等）を配管に接続して消費

例 工事事務所、臨時的な少量消費先等



図5-3 宴会場で2kg容器使用の例



図5-4 工事事務所で8kg容器を使用の例

③内容積25L以下の容器（カップリング付容器用弁を有するもの）

④販売契約の締結日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合。

⑤高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合

⑥経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合

⑦災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第4条により供与された応急仮設住宅で消費する場合

(2) 充てん容器の引渡し方法（規則第16条第3号）

充てん容器の引渡しは、以下の場合を除き配管に接続して販売する。

①屋外において移動して使用する消費者への販売

②調整器が接続された内容積8L以下の容器での販売

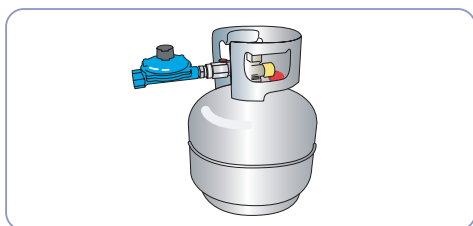


図5-5 調整器が接続された2kg容器の例

質量販売でももちろん、
容器の転落・転倒防止や
調整器の機能確保は体積
販売と同様に必要です。



③内容積25L以下の容器（カップリング付容器用弁を有するもの）

2. 質量販売における技術上の基準(規則第44条第2号)

消費設備の基準は消費方法及び充てん容器の内容積により以下の二種類になる。

(1)規則第44条第2号ロ

- ① 屋外において移動して消費する場合
- ② 内容積25L以下の容器(カップリング付容器用弁を有する)で消費する場合
- ③ ①②を除く、内容積20L以下の容器により消費する場合

(2)規則第44条第2号イ

- ① (1)以外の容器により消費する場合
- ② 内容積20Lを超え、25L以下の容器(カップリング付容器用弁を有する)と硬質管を接続する場合、ガス漏れ遮断、対震遮断機能を有すること

規則第44条第2号イの基準に係る調査内容は、
体積販売と同様です。
規則第44条第2号ロの基準に係る調査について
本ガイドでは説明します。



3. 消費設備の調査(規則第37条第1号の表ロ(3))

規則第44条第2号ロの基準に係る消費設備の調査の回数及び項目は下図のとおりとなる。

使用形態	使用容器	調 査 項 目						調査の回数
		容器腐しよく防止措置	容器設置場所は40℃以下	容器の転落・転倒防止措置及びバルブの損傷防止措置	液化石油ガスに適合した調整器の欠陥、使用上支障のある腐しよく	調整器の調整・閉そく圧力は基準に適合	液化石油ガスに適合した燃焼器	
屋外消費 (事例) 屋台、運動会、お祭り、花見、避難テント	内容積5L以下の容器	○	○	/	○	○	○	液化石油ガスの最初の引渡し時及び4年に1回以上
	内容積5L超の容器	○	○	○	○	○	○	
屋内移動消費 (事例) 料理飲食店などでの宴席、家庭内使用など	内容積5L以下の容器	○	○	/	○	○	○	
	内容積5L超8L以下の容器	○	○	○	○	○	○	
屋内固定消費 (事例) 工事事務所、季節使用など	内容積5L以下の容器	○	○	/	○	○	○	
	内容積5L超20L未満の容器	○	○	○	○	○	○	
硬質管と接続しない場合	内容積20L超え25L以下(カップリング付容器用弁を有する)の容器	○	○	○	○	○	○	

図5-6 消費設備の調査の回数と項目

調査方法	法定・自主	判定基準 (根拠条文)	解 説 等
目視及び確認	法	1. 容器設置状況 規則44条第2号口 (1)	①腐食防止措置 - 排水の良い水平な場所、又は台に設置され乾燥し易い状態 - 容器本体の腐食、割れは販売の基準 ②温度上昇防止措置 40℃以下に保つ。 ③容器の転落・転倒防止措置及びバルブの損傷防止措置 (内容積5 L以下除く。) - 落下物によるバルブ等の損傷の恐れがないこと。
	法	2. 調整器 規則44条第2号口 (2)	①腐食等 - 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、消費する液化石油ガスに適合していること。 ②調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 ③閉そく圧力 3.5kPa以下
	法	3. 燃焼器等 規則44条第2号口 (3)	①燃焼器の適合性 消費する液化石油ガスに適合していること。 (燃焼器と末端閉止弁との接続、給排気設備を有する場合は、規則で規定はないがメーター販売に準じ実施すること。)
	自	4. 配管等 規則で規定はないが実施	①配管の腐食防止 - 腐食防止措置がしてあること。 - 錆がないこと。 - ゴム管、ゴムホースのみの場合は漏えい検査、ひび割れ等がないこと。 ②配管の漏えい検査 - 自記圧力計、漏えい検知器、検知液で可。 ③配管、ガス栓、末端ガス栓 - 腐食、ひび割れ等がないこと。

参考 その他

配管に接続しない販売の場合、消費者が調整器と一体でない容器を販売所等に持ち込むことが一般的であり、継続的取引でない場合が多い。

このため、販売時には法第14条、法第27条に定められた各項目を含んだ販売伝票等により、容器引渡し時及び4年に1回以上の消費設備の調査内容及び調査をしないと販売ができないことを説明する。次ページに販売伝票例を示す。

販売事業者用

LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ

販売形態: ☐ 屋上等屋外移動消費 ☐ カップリング付容器 (10kg 以下) ☐ 小型容器 (8kg 以下)

※内容積が20ℓを超え25ℓ以下の容器であって、カップリング付容器用弁を使用し、硬質管にて接続されている場合は体積販売と同様に調査を実施して下さい。

毎度お買い上げをいただきありがとうございます。

この書面は、液化石油ガス法で定められた書面ですので、よく読んでLPガスをご使用下さい。

コードNo		販売所・保安機関事業所
住所及びご氏名又は名称	名 称	
	住 所	
	電話番号	
使用目的	実施者氏名	印

【1】調査の結果 ☐ 供給開始時調査 ☐ 定期消費設備調査 (該当するものにチェック)

① 消費設備の内容と所有関係

容器 (1)	記号番号	種 類	kg	充填期限	年 月
容器 (2)	記号番号	種 類	kg	充填期限	年 月
容器 (3)	記号番号	種 類	kg	充填期限	年 月
調整器	型 式	容 量	kg/h	有効年月	年 月
燃焼器(1)	種類	型式	消費量 kW	メーカー名	製造年月 年 月
燃焼器(2)	種類	型式	消費量 kW	メーカー名	製造年月 年 月
お客様所有のもの 容 器 ・ 調整器 ・ 接続管 ・ 燃焼器 (○で囲まれたもの)					

② 調査項目と結果

機器名	調 査 項 目	判 定
容 器	外 観 検 査 腐し・割れ・その他	良 否
	温度上昇防止 40℃以下	良 否
	転落転倒防止 転落転倒防止を講じている(2kg以下を除く)	良 否
調 整 器	外 観 検 査 腐し・割れ・その他	良 否
	閉そく圧力 kPa	良 否
	調整圧力 kPa	良 否
接 続 管	ガス漏れ・劣化・ひび割れ・規格	良 否
燃 焼 器 (1)	ガス漏れ・規格・その他	良 否
燃 焼 器 (2)	ガス漏れ・規格・その他	良 否

【2】消費設備

消費設備とは、容器から燃焼器までです。

容器 調整器 燃焼器

LPガス容器

消費設備

接続管(☐ 硬質管 ☐ ゴム管) (該当するものにチェック)
 ガス栓種類(☐ ヒューズガス栓 ☐ その他ガス栓 ☐ ガス栓無し)

【3】保安機関 (下記に記載なき保安業務は、上記販売所が実施いたします。)

名 称	
住 所	
電話番号	
実施する保安業務区分(○で囲まれたもの)	
A B C D E	

○保安業務区分

- A. 供給開始時調査(供給開始時の消費設備の調査業務)
- B. 定期消費設備調査(4年毎に行う調査業務)
- C. 周知(定期的に使用上の注意など災害発生防止事項を周知する業務)
- D. 緊急時対応(災害発生などの通知による対応業務)
- E. 緊急時連絡(災害発生などの通知を受ける業務)

業務主任者確認

氏 名 印

【4】納品書

内 容	数 量 (質量)	単 価	金 額
充 填 量	kg		
残 ガ ス 量	kg		
お引き渡し量	kg	円	円
調 査 費 用			円
配 送 料			円
消 費 税			円
請 求 金 額			円

備 考

書面について内容を確認の上、受領しました。

年 月 日

お客様氏名 印

住 所

電話番号

2019.07

[5] お買い上げに際して (法律第14条に基づく書面)

1	・「い号LPガス」をお引き渡し致します。									
2	・【1】①に記載した容器でお渡しし、ガス料金は引き渡した量の金額をご請求いたします。 ・ご使用にならなかったLPガスは、計量法の規定に従い、面前計量(面前計量ができない場合を除きます)のうえ引き取り、精算いたします。 ・配達及び引取をご希望の時は、別途配送料をいただきます。なお、詳細は【3】納品書にて記載のとおりです。									
3	・容器から燃焼器までのガス設備で、お客様が所有する器具等はお知らせ(【1】①)に記載のとおりです。 ・消費設備の変更、改善及び容器の廃棄、再検査等に要する費用もお客様にご負担していただきます。 ・消費設備でお客様にお貸ししているものについては、LPガス設備等賃借契約書を交わすことがあります。									
4	・容器に調整器を取り付けた状態でお持ち下さい。 ・消費設備の調査項目は次のとおりです。(別途料金をいただきます)									
5	<table><tr><td>① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査</td><td>③ ガス漏れの有無を調べる漏えい検査</td></tr><tr><td>② 燃焼状況を調べる機能検査</td><td>④ 調整器の性能を調べる性能検査</td></tr></table>	① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査	③ ガス漏れの有無を調べる漏えい検査	② 燃焼状況を調べる機能検査	④ 調整器の性能を調べる性能検査	<table><tr><td>① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査</td><td>③ ガス漏れの有無を調べる漏えい検査</td></tr><tr><td>② 燃焼状況を調べる機能検査</td><td>④ 調整器の性能を調べる性能検査</td></tr></table>	① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査	③ ガス漏れの有無を調べる漏えい検査	② 燃焼状況を調べる機能検査	④ 調整器の性能を調べる性能検査
① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査	③ ガス漏れの有無を調べる漏えい検査									
② 燃焼状況を調べる機能検査	④ 調整器の性能を調べる性能検査									
① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査	③ ガス漏れの有無を調べる漏えい検査									
② 燃焼状況を調べる機能検査	④ 調整器の性能を調べる性能検査									
	・法律の規定に基づき消費設備の安全性を確認するため、容器を引き渡しの都度並びに4年に1回以上【4】の保安機関が調査を行います。容器は、必ず調整器及び燃焼器と一緒にご持参下さい。									
6	・調査の結果は(【1】②)のとおりです。不備な箇所はすみやかに改善してください。 改善されない場合は、当社(店)は責任を負いません。									
7	・消費設備は、【6】の守っていただくこと(周知の書面)に基づきお客様が責任をもって管理して下さい。 ・以降の周知は2年または1年に1回以上の頻度で行います。									
8	・お客様の責任となる事項は次のとおりです。 イ：上記4.5.6及び下記【6】の事項について守らなかったり、消費設備の調査を受けなかった場合に生じる損害。 ロ：消費設備の誤った使用により生じた損害。 ハ：その他、法令によりお客様の責任とされる損害。 ・表面の使用目的以外に使用された場合は、契約を解除させていただきます。									
9	・当社(店)及び保安機関の責任となる事項は次のとおりです。 イ：上記5の事項の調査の瑕疵により生じた損害。 ロ：その他、法令により当社(店)及び保安機関の責任とされる損害。 ハ：当社以外の販売店でガスを充填された場合、その購入前の期間に限りです。									

[6] 守っていただくこと (法律第27条第1項第3号に基づく周知の書面)

1	・ガス器具は必ずLPガス用のものをご使用下さい。 ・日常の安全管理はおお客様の責任となりますので、次のように管理して下さい。																
2	<table border="1"> <tr> <td>イ：容器は転倒・転落しないように措置して使用する。</td></tr> <tr> <td>ロ：マッチ等で点火する時は、マッチに点火した後で器具ガス栓を開き燃焼器に点火する。</td></tr> <tr> <td>ハ：点火は火がついたことを必ず目で確認する。</td></tr> <tr> <td>ニ：使用中は、なるべくそばを離れない。</td></tr> <tr> <td>ホ：常に青い安定した炎で使用する。赤っぽい炎は不完全燃焼をしているので危険です。</td></tr> <tr> <td>ヘ：火気及び燃えやすいものの付近で使用しない。</td></tr> <tr> <td>ト：使用後は、器具ガス栓・容器バルブを完全に閉める。</td></tr> <tr> <td>チ：ゴム管は、ゴム管取付部の赤線の印まで差し込みホースバンドで止める。又、ゴム管にひび割れ等が発生していないか否かを時々点検確認し早めに交換する。</td></tr> <tr> <td>リ：ネジ等を取り外す必要のある燃焼器の掃除は行わない。</td></tr> <tr> <td>ヌ：その他の燃焼器の掃除は、器具用掃除器を使用する。</td></tr> <tr> <td>ル：三又は使用しない。</td></tr> <tr> <td>ワ：容器を保管する場合は、直射日光・火気を避け風通しの良い場所に保管する。(40℃以下を保つこと)</td></tr> <tr> <td>ヲ：容器を廃棄する時は、必ず当社(店)にご持参下さい。</td></tr> <tr> <td>カ：ガス警報器は交換期限内の物を適切な場所に設置し、常時通電し、周りに検知を妨げる物を置かない。</td></tr> <tr> <td>コ：屋内式ガス瞬間湯沸器が自動消火を繰り返す場合は再点火しない。</td></tr> <tr> <td>タ：屋内で燃焼器を使用する場合は換気扇を回す等換気に十分注意する。</td></tr> </table>	イ：容器は転倒・転落しないように措置して使用する。	ロ：マッチ等で点火する時は、マッチに点火した後で器具ガス栓を開き燃焼器に点火する。	ハ：点火は火がついたことを必ず目で確認する。	ニ：使用中は、なるべくそばを離れない。	ホ：常に青い安定した炎で使用する。赤っぽい炎は不完全燃焼をしているので危険です。	ヘ：火気及び燃えやすいものの付近で使用しない。	ト：使用後は、器具ガス栓・容器バルブを完全に閉める。	チ：ゴム管は、ゴム管取付部の赤線の印まで差し込みホースバンドで止める。又、ゴム管にひび割れ等が発生していないか否かを時々点検確認し早めに交換する。	リ：ネジ等を取り外す必要のある燃焼器の掃除は行わない。	ヌ：その他の燃焼器の掃除は、器具用掃除器を使用する。	ル：三又は使用しない。	ワ：容器を保管する場合は、直射日光・火気を避け風通しの良い場所に保管する。(40℃以下を保つこと)	ヲ：容器を廃棄する時は、必ず当社(店)にご持参下さい。	カ：ガス警報器は交換期限内の物を適切な場所に設置し、常時通電し、周りに検知を妨げる物を置かない。	コ：屋内式ガス瞬間湯沸器が自動消火を繰り返す場合は再点火しない。	タ：屋内で燃焼器を使用する場合は換気扇を回す等換気に十分注意する。
イ：容器は転倒・転落しないように措置して使用する。																	
ロ：マッチ等で点火する時は、マッチに点火した後で器具ガス栓を開き燃焼器に点火する。																	
ハ：点火は火がついたことを必ず目で確認する。																	
ニ：使用中は、なるべくそばを離れない。																	
ホ：常に青い安定した炎で使用する。赤っぽい炎は不完全燃焼をしているので危険です。																	
ヘ：火気及び燃えやすいものの付近で使用しない。																	
ト：使用後は、器具ガス栓・容器バルブを完全に閉める。																	
チ：ゴム管は、ゴム管取付部の赤線の印まで差し込みホースバンドで止める。又、ゴム管にひび割れ等が発生していないか否かを時々点検確認し早めに交換する。																	
リ：ネジ等を取り外す必要のある燃焼器の掃除は行わない。																	
ヌ：その他の燃焼器の掃除は、器具用掃除器を使用する。																	
ル：三又は使用しない。																	
ワ：容器を保管する場合は、直射日光・火気を避け風通しの良い場所に保管する。(40℃以下を保つこと)																	
ヲ：容器を廃棄する時は、必ず当社(店)にご持参下さい。																	
カ：ガス警報器は交換期限内の物を適切な場所に設置し、常時通電し、周りに検知を妨げる物を置かない。																	
コ：屋内式ガス瞬間湯沸器が自動消火を繰り返す場合は再点火しない。																	
タ：屋内で燃焼器を使用する場合は換気扇を回す等換気に十分注意する。																	
3	・ガス漏れ等重大な欠陥が発見された時、危険と思われる時は次の事項を守って下さい。 なお、必要に応じて緊急時の連絡先に通報して下さい。 <table border="1"> <tr> <td>イ：ガス漏れの場合、次の手順で対処する。</td></tr> <tr> <td>① 使用中の全ての火気を消す。</td></tr> <tr> <td>② 電気設備、電気には手を触れない。</td></tr> <tr> <td>③ 室内の場合は、窓・ドア等を開放する。</td></tr> <tr> <td>④ 器具栓、容器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。</td></tr> <tr> <td>⑤ 当社(店)に連絡し、調査を受けるまで使用しない。</td></tr> <tr> <td>ロ：火災の時は、容器バルブ、器具栓を閉めて、火災の影響を受けない安全な場所に移す。</td></tr> <tr> <td>ハ：地震の時は、容器バルブ、器具栓を閉める。</td></tr> <tr> <td>ニ：風水害の時は、容器の転倒・流出を防止する。</td></tr> <tr> <td>ホ：緊急時には、消防署及び当社(店)に通報する。</td></tr> </table> ・ご使用にあたっては、当社(店)又緊急時対応保安機関より原則として30分以内の場所でご使用下さい。	イ：ガス漏れの場合、次の手順で対処する。	① 使用中の全ての火気を消す。	② 電気設備、電気には手を触れない。	③ 室内の場合は、窓・ドア等を開放する。	④ 器具栓、容器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。	⑤ 当社(店)に連絡し、調査を受けるまで使用しない。	ロ：火災の時は、容器バルブ、器具栓を閉めて、火災の影響を受けない安全な場所に移す。	ハ：地震の時は、容器バルブ、器具栓を閉める。	ニ：風水害の時は、容器の転倒・流出を防止する。	ホ：緊急時には、消防署及び当社(店)に通報する。						
イ：ガス漏れの場合、次の手順で対処する。																	
① 使用中の全ての火気を消す。																	
② 電気設備、電気には手を触れない。																	
③ 室内の場合は、窓・ドア等を開放する。																	
④ 器具栓、容器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。																	
⑤ 当社(店)に連絡し、調査を受けるまで使用しない。																	
ロ：火災の時は、容器バルブ、器具栓を閉めて、火災の影響を受けない安全な場所に移す。																	
ハ：地震の時は、容器バルブ、器具栓を閉める。																	
ニ：風水害の時は、容器の転倒・流出を防止する。																	
ホ：緊急時には、消防署及び当社(店)に通報する。																	
4	・消費設備の変更等のご自身で行わず必ず当社(店)にご連絡下さい。																

*ご記入いただきましたお客様の個人情報につきましてはLPガスに関する緊急時の対応等、この書面に記載の範囲内でご利用させていただきますのでよろしくお願い致します。
また、円滑な業務遂行のため、この書面に記載の保安機関等に業務の一部を委託することがあり、このため必要な範囲で委託先へ個人情報を提供することがあります。



Q 1 保安機関が消費機器の調査を行ったところ、基準に適合しない燃焼器具を認めたため消費者に改善通知を行おうとしたところ、「この器具は使用しないからいいです。」といわれた。その他の燃焼器具等は基準に適合していたので調査点検の結果は合格として処理した。これで良いのか。

A 1 保安機関は、あくまで対象である消費設備が基準に適合しているか否かの判断を下すことに責任を負うのであり、基準に適合していない燃焼器具が使用できる状態であった場合には、不合格とすべきである。その後の使用勝手に伴う措置については販売事業者及び消費者の間での調整に委ねるべきである。保安機関としてできるのは、使用禁止のラベルを貼付することぐらいであろう。
なお、基準に適合していないことを通知していなかったら、保安機関が責任を負うことになるおそれがある。

Q 2 保安機関が消費設備を調査したところ、基準に適合していないため通知及び連絡を行い、販売事業者が改善の申し入れをするも消費者が聞き入れてくれない。しかし、そのまま放置すれば明らかに事故に至るおそれが十分にある場合はどうすべきか。

A 2 保安機関は、通知及び連絡を行ったことで責務は終了している。また、販売事業者も改善提案等を行い対消費者という面では責務を終了していると考えられる。ただし、販売事業者は明らかに事故に至るおそれが十分にあると判断した場合には、法第35条の5の運用を図るべく、消費設備の所在する都道府県知事に対して通報をした方が良い。

Q 3 一見の消費者が販売所へ来店し、小型容器による質量販売を希望された場合、販売事業者（保安機関）としては実質消費設備調査は不可能である。保安機関としてはどの様に対応したら良いか。

A 3 質量販売といえど、供給開始時及び定期の消費設備調査は実施しなければならない。従って、販売事業者は保安機関として調査することとなる。
よって、調査を実施しないで販売し事故が発生した場合には、法令違反の責任を販売事業者が負うことになる。

Q 4 一見の消費者に小型容器による質量販売を行い、供給開始時点検・調査を行った。それ以降販売してないが、もうすぐ4年になるため、定期消費設備調査を行わなければならないのか。

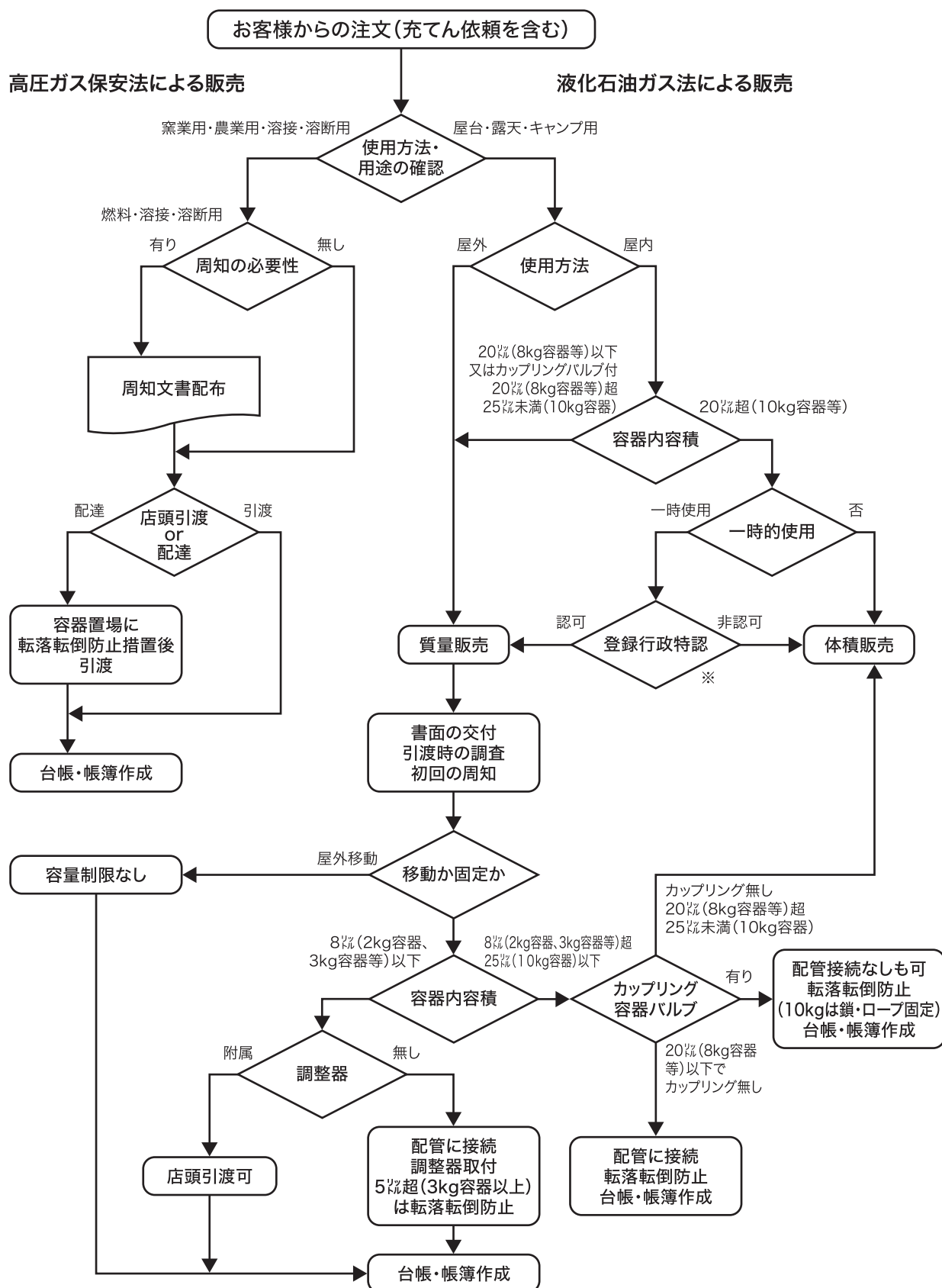
A 4 販売事業者が定期消費設備調査を実施しなければならない。ただし、一般に次のことが言えるのではないかと。
・小型容器が販売事業者のものであれば調査に伺い、使用されていなければ容器を返却して貰うようにした方が良いでしょう。（実際には、もっと早く回収すべきと考える。）
・小型容器が消費者のものであれば消費者の管理下にあるものと考えられ、消費者へ連絡を取る等、調査できる方法を講じる。
・販売事業者として、一見客を含め、質量販売について販売体制及び方針を明確にしておく必要がある。

Q 5 受託した保安機関が質量販売の消費設備調査に伺ったところ、消費設備の基準には適合しているが、第16条の販売の方法に適合していなかった。保安機関はどうすべきか。

A 5 販売の方法に適合するか否かは販売事業者の責任である。本件に関しては、調査事項ではないため消費者に対しての通知は不要と考える。ただし、保安機関としては、販売事業者に販売の方法に適合していないことを報告すべきである。



質量販売時の注意事項等のフローチャート



平成25年度保安講習会資料(日本液化石油ガス協議会、(一社)全国LPガス協会)より引用

※販売契約の締結日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合等